配偶者からの暴力

≫ いろいろな形態があります。

配偶者

男性、女性を問いません。事実婚や元配偶者※も含まれます。
※離婚前に暴力を受け、離婚後も引き続き暴力を受ける場合。
※生活の本拠を共にする交際相手、元生活の本拠を共にする交際相手も含まれる。

暴　力

身体的暴力のみならず、精神的・性的暴力※も含まれます。
※保護命令は、身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫のみ対象。

相　談

≫ いろいろな機関で相談を行っています。

配偶者暴力相談支援センター

都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設が、配偶者暴力相談支援センターの機能を果たしています。
　また、市町村の支援センターもあります。

①相談又は相談機関の紹介
②カウンセリング
③被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護
④被害者の自立生活促進のための情報提供その他の援助
⑤保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助
⑥被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供その他の援助

※①～⑥のうち、各支援センターにおいて実施されている事業は、支援センターによって異なります。

警　察

被害者の意思を踏まえ、配偶者の検挙、指導・警告、自衛・対応策についての情報提供などの適切な措置をとります。

一時保護

≫ とりあえず加害者から逃れたい。

各都道府県に必ず1つ設置されています。

婦人相談所

各種相談業務を行うとともに、配偶者からの暴力を受けた被害者の一時保護業務を行っています。お子さんと一緒に、しばらく安全に生活することができます。

（一時保護は、民間シェルター等に委託されることもあります。）

自立支援

≫ 自立して生活がしたい。

配偶者暴力相談支援センター

配偶者暴力相談支援センターでは、自立支援のための様々な情報を提供しています。

○就業の促進
職業紹介、職業訓練等に関する情報提供

○住宅の確保
公営住宅等に関する情報提供

○援　　護
生活保護、児童扶養手当の受給等に関する情報提供